

令和8年設楽町告示第19号

設楽町おたふくかぜワクチン予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和8年設楽町告示第19号

設楽町おたふくかぜワクチン予防接種費助成事業実施要綱の一部を
改正する要綱

設楽町おたふくかぜワクチン予防接種費助成事業実施要綱(平成30年設楽町告示第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「幼児」の次に「及び5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者」を加える。

第4条中「1人につき」を「対象の年齢ごとに」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

設楽町おたふくかぜワクチン予防接種費助成事業実施要綱（平成30年設楽町告示第25号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(助成金の対象者)</p> <p>第2条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、予防接種当日において、設楽町に住所を有する者で、満1歳から3歳未満の幼児及び5歳以上7歳未満の者であって、<u>小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者</u>（以下「予防接種対象者」という。）の保護者とする。</p> <p>(助成金の額及び助成回数)</p> <p>第4条 助成金の額及び助成回数は、1回3,000円とし、<u>対象の年齢ごとに1回とする</u>。ただし、実際の接種に係る費用が接種1回あたり3,000円に達しない場合は、実際の接種に係る費用を上限とする。</p>	<p>(助成金の対象者)</p> <p>第2条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、予防接種当日において、設楽町に住所を有する者で、満1歳から3歳未満の幼児_____</p> <p>_____（以下「予防接種対象者」という。）の保護者とする。</p> <p>(助成金の額及び助成回数)</p> <p>第4条 助成金の額及び助成回数は、1回3,000円とし、<u>1人につき_____1回とする</u>。ただし、実際の接種に係る費用が接種1回あたり3,000円に達しない場合は、実際の接種に係る費用を上限とする。</p>